

- 総務省に設置された他の係争処理機関（電気通信紛争処理委員会、公害等調整委員会）や民事訴訟・行政訴訟におけるオンライン化の状況や主張書面等の取扱いの規定を参考に、委員会の審査の迅速化を図るため、①オンライン手續の実施の推進、②主張書面及び証拠の送付・直送手續等の整理を行う。

① オンライン手續の実施の推進

<現行>

- 主張書面や証拠のオンライン提出には、**電子署名・電子証明書による厳格な本人確認措置が必須**となっている。
※ 近年の審査では、迅速処理の観点から、書面に加えて電子署名等を付していない電子ファイルを提出してもらい、電子による提出日を前提に反論書面の提出期限を定める運用が定着している。
- ウェブ会議が利用できる手續と実施方法が明確ではない。参考人の陳述等について、**現実の出席が必要であるとすると日程確保が困難**となり、**期限内での審査に支障**が生じるおそれがある。



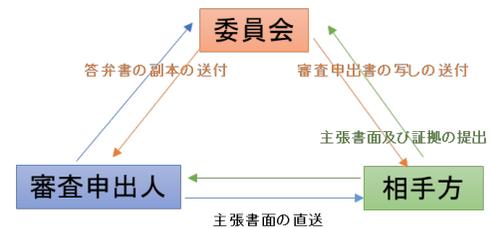
<対応方針>

- 国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則を改正し、**電子署名等要件の例外**（委員会が指定する本人確認措置）を設け、**実施要領を定める**。
- ウェブ会議の対象となる手續と実施方法についても、**実施要領に定める**。

② 主張書面・証拠の送付・直送に関する規定の整理

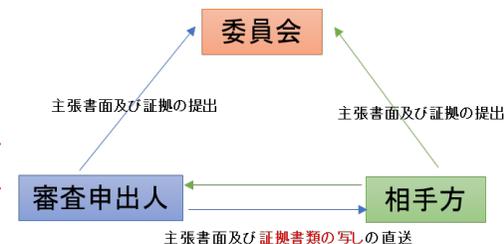
<現行>

- 同一の書面について、**委員会による送付と当事者間の直送が重複**している。
- 証拠については、直送の対象となっていない。反対当事者が証拠を確認するためには、規則上は**閲覧手續が必要**。
※ 近年の審査では迅速処理のため、証拠についても事実上電子で直送してもらっている。



<対応方針>

- **当事者の直送に一本化**し、主張書面に加えて**証拠書類の写しも当事者間の直送の対象**とする。



審査手続規則の改正及びオンライン実施要領の策定について（概要）

- 国地方係争処理委員会の審査について、迅速処理の観点から、オンライン手続の実施の推進、主張書面及び証拠の送付・直送手続等の合理化を図るため、(1)国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則(以下、「本件規則」という。)を改正し、(2)オンラインによる手続の実施要領を新たに策定する。

(1) 本件規則改正

① オンライン手続の実施の推進

- ㊦ 電子署名及び電子証明書の例外となる本人確認方法を委員会
が指定できる規定を設ける。

(第31条③ただし書を追加)

- ㊧ 委員・当事者等のウェブ出席を可能とする規定を設ける。

(第8条⑤を追加)

- ㊨ 参考人、鑑定人等のウェブ出席を可能とする規定を設ける。

(第21条②を追加)

- ㊩ ウェブ会議による検証を可能とする規定を設ける。

(第25条③を追加)

② 主張書面及び証拠の送付、直送規定の合理化

- ㊦ 直送への一本化

(第6条、第7条の改正、第32条②、第33条の削除)

- ㊧ 直送の対象に「証拠書類の写し」を追加

(第11条の改正)

③ その他

デジタル手続法を踏まえた規定の整理等を行う。

(第8条、第11条、第17条、第23条、第31条の改正)

(2) オンラインによる国地方係争処理委員会の手続の実施要領の新設

第1 目的等

1 目的

オンライン化の対象となる手続とその具体的な実施方法を定める。

2 実施要領の位置付け

デジタル手続法及び本件規則における位置付け

第2 電子情報処理組織による手続の手順について

① 委員会に対して行われる手続について

- 手続の冒頭で意向確認(届出様式例を作成)。届出に特段の記載がなければ、②③についてもオンラインによる手続を希望したものとみなす。

- 電子署名等の例外となる委員会が指定する本人確認措置の方法を規定。

※ 電子メール又は総務省大容量ファイル転送システムを用いて、審査ごとに指定するパスワードを使用する。

② 委員会が行う手続について

③ 当事者間の直送について

※①に準じて実施方法等を規定。

第3 ウェブ会議による審査期日の実施の手順について

① 当事者等の口頭意見陳述

② 参考人の陳述、鑑定人の鑑定、当事者等の職員の審尋について

③ 場所の検証について

- 意向確認の方法やウェブ会議による実施方法(立会人の制限や通信途絶の際の対応等)を規定

第4 留意事項

通知の到達時期について

審査手続内においては、電子メールの場合は受信した時、ファイル転送システムの場合はアップロードしたファイルをダウンロードした時を通知の到達時として手続を進める旨を記載。なお、関与取消訴訟等の起算点に関する証拠を残す運用については第2で記載